三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入倉一の一、二の一、三、四、五の一、五の二、六、七、九の一、一二、一三の二、一四、一五の一、二〇、二三の一、二五の二、四三の二、四三の三、四五の一、四五の四、六八の一、六八の二、六九の二、六九の三、八八、八九の三、九一の一、九三の一、字切久保二八九の一、二八九の二、三三九、三四一の二、字正部二〇三、字惣後五〇の一、五二、五五の五、七三、字狙坂六六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字入倉一三六の一から一三六の四まで、一四七から一四九まで、一五〇の一から一五〇の三まで、一五〇の五、一五一の二、一五五の二、一五六から一六一まで、一八八の一、一八八の四、一九八の一、一九八の二、二五七の一、二六九の一、二六九の二、二七〇の二、二九〇、二九五の一から二九五の三まで、三一一の一から三一二の一、三一二の二、三一二の三、三三一の二、三三二の一、三三三の一、三三五、三三六、三四〇、三四一、三四三の二、三四五の一、三四六から三四八まで、三四九の一、三四九の三、三四九の四、三五一の一、三五一の三から三五一の六まで、三五二の一、三五二の三、三五四の一から三五四の六まで、三五五の一、三五七の一から三五七の四まで、三五九の一、三五九の二、四三七の一、四七二の一、四七二の二、四八二の一、四八二の二、五九九の一、五九九の二、六二一、六六三、六八二、六八四、六八五、六八五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入倉一三六の一から一三六の四まで、一四七から一四九まで、一五〇の一から一五〇の三まで、一五〇の五、一五一の二、一五二から一五四まで、一五五の一、一五五の二、一五六から一六一まで、一八八の一、一九八の四、一九八の一、一九八の二、二五七の一、二五七の二、二六八の一、二六八の二、二六九の一、二六九の二、二七〇の二、二九〇、二九五の一から二九五の三まで、三一一の一から三一二の一、三一二の二、三一二の三、三三一の二、三三二の一、三三三の一、三三五、三三六、三四〇、三四一、三四三の二、三四五の一、三四六から三四八まで、三四九の一、三四九の三、三四九の四、三五一の一、三五一の三から三五一の六まで、三五二の一、三五二の三、三五四の一から三五四の六まで、三五五の一、三五七の一から三五七の四まで、三五九の一、三五九の二、四三七の一、四七二の一、四七二の二、四八二の一、四八二の二、五九九の一、五九九の二、六二一、六六三、六八二、六八四、六八五、六八五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入倉一三六の一から一三六の四まで、一四七から一四九まで、一五〇の一から一五〇の三まで、一五〇の五、一五一の二、一五二から一五四まで、一五五の一、一五五の二、一五六から一六一まで、一八八の一、一八